

平成十九年二月二十日受領  
答弁第四七号

内閣衆質一六六第四七号

平成十九年二月二十日

内閣総理大臣 安倍 晋 三

衆議院議長 河野 洋 平 殿

衆議院議員鈴木宗男君提出竹島問題をめぐる請願に対する外務省の対応に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員鈴木宗男君提出竹島問題をめぐる請願に対する外務省の対応に関する質問に対する答弁書

一について

請願法（昭和二十二年法律第十三号）による請願の提出があつた場合には、同法第五条の定めるとおりこれを受理し、誠実に処理しなければならないものとする。

二について

お尋ねの意味が必ずしも明らかではないが、政府としては、竹島は我が国固有の領土であり、従来より、このような我が国の立場を大韓民国政府に対し累次申し入れている。

三について

お尋ねについて、外務省において竹島問題を早期に解決することを求める旨の請願を受理し、これらの意見も受け止め、引き続き、二について述べた方針で対応している。

四について

外務省としては、三について述べた対応は適切であつたと考えている。